運航基準

令和6年12月14日

北上川に舟っこを運航する盛岡の会

目 次

第1章 目 的

第2章 運航の可否判断 第3章 船舶の航行

第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、北上川上流盛岡地区舟運復活事業航路の船舶の運航に関する基準 を明確にし、もって航行の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地の気象・水象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

	気象・水象				
船着場名		風速	水位	視程	
もりおか港		10m/s以上	乗降場の水没	300m以下	
新山河岸		10m/s以上	乗降場の水没	300m以下	

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、周囲の気象・水象(視程を含む)に関する情報を確認し、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が300m以下となったときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

(着岸の可否判断)

第4条 規定しない。

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者(船長)は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航管理日誌に記録するものとする。運航中止基準に達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航行当直配置等)

第5条 規定しない。

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航 の参考に資するものとする。

- (1) 起点及び終点の位置並びに相互間の距離
- (2) 標準運航時刻 (起点及び終点の発着時刻)
- (3) 地形、水位等から航行上、特に留意すべき事項
- (4) その他航行の安全を確保するために必要な事項
- 2 前項によることが困難な場合は、航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置、当該 障害物を回避するための避険線等、必要と認める事項を記載した航行水域図を作成するものとする。
- 3 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用航路図に記入して航行の参考に資するものとする。 (基準経路)
- 第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用(第1)基準経路とする。

(凍力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	2ノット	1000rpm
微速	3ノット	1200rpm
半速	5ノット	1600rpm
航海速力	10ノット	2600rpm

2 船長は、速力基準表を船内に掲示しなければならない。

(特定航法)

- 第9条 北上川上流盛岡地区舟運復活事業航路の航法
 - (1) 船舶は、船着場に接岸しようとするときは舟の舳先を上流に向けて接岸しなければならない。
- (2) 船舶は、航路上においては他の船舶と並航して航行し又は他の船舶を追い越してはならない。(通常連絡等)
- 第10条 運航管理者(船長)は、航行に関する安全情報等事務局に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速 やかに事務局に連絡するものとする。

(接岸連絡等)

第11条 規定しない。

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を 管理する事務局	携帯電話
(2)	緊急の場合	事務局	携帯電話

(機器点検)

第13条 船長は着岸前、桟橋手前20m等接岸地の状況に応じ安全な水域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も離着岸を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第14条 運航管理者(船長)は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌に記録するものとする。